

居宅サービス
介護予防生活支援サービス事業
利用契約書

社会福祉法人 あかね
(杣 緑)

令和 年 月 日	氏名	様
----------	----	---

「介護予防生活支援サービス事業」・「居宅サービス」重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 あかね
 (2) 法人所在地 尼崎市神田北通 1 丁目 2 番
 (3) 電話番号及び F A X 番号 (06-7670-2288)(06-6430-0450)
 (4) 代表者氏名 理事長 松本 真希子
 (5) 設立年月日 平成 7 年 3 月 24 日

2. 利用施設

- (1) 施設の種類
 指定介護予防訪問介護事業所：平成 3 0 年 4 月 1 日指定 市 2874002922 号
 指定訪問介護事業所：平成 2 8 年 8 月 1 日指定 県 2874002922 号
 (2) 施設の名称 柚 緑
 (3) 施設の所在地 兵庫県姫路市書写 2 8 番地
 <交通機関> JR「余部」駅下車 徒歩 2 0 分
 (4) 電話番号及び F A X 番号 (079-268-3456)(079-268-3467)
 (5) 施設責任者氏名 榎谷 尚彦
 (6) 開設年月日 介護予防訪問介護 平成 18 年 4 月 1 日
 訪問介護 平成 16 年 8 月 1 日
 介護予防生活支援サービス事業（訪問型サービス）
 平成 29 年 4 月 1 日

(7)営業日及び営業時間

	介護予防生活支援サービス事業 (訪問型サービス) 訪問介護 (ヘルパー)
受付時間	(水・金・日) 8:15~18:30、 (月・火・木・土曜日) 8:15~20:30
サービス 提供時間	月曜日～日曜日 00:00~24:00 (1月1日・2日は休業日)

3. 事業実施地域

姫路市（家島町・安富町を除く）、たつの市、太子町

4. 事業の目的及び運営方針

- (1) 居宅サービスに該当する事業は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護その他日常生活の世話をを行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体及び精神的負担の軽減を図る。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- (3) 事業を運営するに当たり、地域と家族との結びつきを重視し、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

5. サービス提供における事業者の義務

- ①利用者の体調悪化等の緊急時は、速やかに医師や家族への連絡をとり、適切な対処をする。
- ②利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付する。(1枚につき 10円)
- ③事業者は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しない。(守秘義務)ただし、利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供する。
- ④事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。また、事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供の目的以外では原則的に利用しないものとし、外部での情報提供については必要に応じて利用者又はその連帯保証人の了解を得るものとする。

6. 職員の配置状況

○介護予防訪問介護・訪問介護

職種	常勤換算	指定基準
1. 管理者	兼務	1 名
2. サービス提供責任者	5.5 名	5.5 名
3. 訪問介護	必要数	必要数

7. (利用料金の支払)

(1) 利用者は要支援・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分を事業者に支払うものとする。

但し、利用者がいまだ要支援・要介護認定を受けていない場合及び介護サービス計画が作成されていない場合は、サービス利用料金をいったん全額支払うものとする。(要支援・要介護認定後または介護サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻される。(償還払い))

(2) サービス利用料金は下記にしたがって支払うものとする。

① 1 ヶ月ごとに請求する。

② 支払い方法は以下のとおりである

集金代行自動引落：毎月 27 日に指定口座から自動引落。

引落手数料 150 円は利用者負担。

☐ 集金代行会社：明治安田収納ビジネスサービス株式会社 (MBS)

☐ 「キャッシュカード」は利用者本人名義のものをお願いします。

☐ ご指定の金融機関口座から実際に振替が行われた際、金融機関の通帳には

「MBS. シヤフクアカネ」と印字されます。

振込：月末日までに下記口座に振込にて支払う。振込手数料は利用者負担。

三菱UFJ銀行 尼崎駅前支店	普通預金 0100922
名義人 社会福祉法人あかね	

現金：月末日までに施設窓口にて支払う。

(3) 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額 (10割負担) になることがある。

※事業対象者は除く

8. 介護予防生活支援サービス事業（訪問型サービス）・訪問介護サービスの利用に関する留意事項

- (1) 利用料金は実際のサービスに要した時間ではなく、介護予防サービス計画・居宅サービス計画に基づき決定されたサービス内容を行う為に、標準的な必要時間に基づいて介護給付費体系により計算される。
- (2) 平常の時間帯（午前 8 時から午後 6 時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算される。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となる。
 - ・ 夜間（午後 6 時から午後 10 時まで）：25%
 - ・ 早朝（午前 6 時から午前 8 時まで）：25%
 - ・ 深夜（午後 10 時から午前 6 時まで）：50%
- (3) 2 人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、利用者の同意の上で、通常の 2 倍の料金を徴収する。
 - ・ 体重の重い利用者に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合
 - ・ 暴力行為などが見られる利用者のサービスを行う場合
 - ・ その他利用者の状況等から、適当と認められる場合
- (4) サービス提供時に、担当の訪問介護職員を決定する。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護職員が交替してサービスを提供することがある。
- (5) 選任された訪問介護職員の交替を希望する場合は、当該訪問介護職員が業務上不適切と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護職員の交替を申し出ることが出来る。ただし、利用者から特定の訪問介護職員の指定は出来ない。
- (6) 介護予防生活支援サービス（訪問型サービス）・訪問介護実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は使用可能とする。訪問介護職員が事業所に連絡する場合の電話等も使用可能とする。
- (7) 通院介助時又は、緊急入院の際の訪問介護職員の往復交通費は利用者負担とする。

9. （利用の中止・変更・追加）

- 1 利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止又変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができる。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に対し申し出るものとする。
- 2 利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日または当日になって利用の中止の申し出をされた場合は取消料として利用者は下記の料金を支払うものとする。

訪問介護

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ①利用予定日の前々日までに申し出があった場合 | 無料 |
| ②利用予定日の前日（18：00 迄）に申し出があった場合 | 自己負担分の 50% |
| ③利用予定日の前日（18：00～）当日に申し出があった場合 | 自己負担分の 100% |
| ④利用日当日、職員の訪問後に申し出があった場合 | 自己負担分の 100%または 500 円 |
- （※自己負担分が 500 円以下の場合は 500 円とする。）

1 0. サービス利用料等の変更について

介護保険制度及び各自治体の総合事業の改正等によりサービス利用料等の変更があった場合は、利用者に対し変更となる内容について文書により通知し、利用者の署名を得ることで変更とする。

1 1. 提供サービスの中止・変更

心身の状態、体調及び立会人の確保ができない等の利用者の置かれている環境により、利用者からの要望があっても、サービスの提供を中止又は、サービス内容の変更することがある。

1 2. サービスの利用に関する留意事項

故意または重大な過失によって、設備、備品を破損等した場合には、利用者が自己負担により原状に復する、又は相当の代価を支払う。

又、サービス提供契約の実施以外の営利行為、宗教勧誘を禁止する。

1 3. 損害賠償について

1) 当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償する。ただし、その損害の発生について利用者に故意又は過失があり、利用者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合がある。

2) 当施設によるサービス提供において、利用者に生じた加齢に伴う事故（皮膚脆弱による剥離、内出血、転倒、誤嚥など）、認知症を原因とする事故（異食、通常の方法から離れる等）においては、通常の範囲内を超えるものに関して、一切の関与を行わない。

また、利用者に生じた事象により、通常の配置に加えて人員の配置が必要となった場合においては、必要経費を請求する場合がある。

1 4. 利用者・家族・その他関係者の禁止行為について

1) 利用者または、家族など関係者の非協力など双方の信頼関係を損壊する行為（社会通念を超えたと思われる苦情など）

2) スタッフに対する暴力、暴言、無理な要求、恐喝、物を投げつける、などのハラスメント行為や、体を触る、手を握る、性的な言動、などのセクシャルハラスメント行為、ストーカー行為など。

3) スタッフの個人情報を脅かす行為。（スタッフに無断で音声や動画の録画を行い、それを断りなしに SNS などに投稿する。スタッフ個人の携帯番号、住所などの聞き出しなど）

4) スタッフ個人への金品の受け渡し。

1) から 4) について、改善の見込みがない場合、事業者は利用契約書第 7 条に基づき利用契約の全部または一部を解約することができる。

15. 相談窓口について

<当施設におけるご相談>

受付時間	10:00～17:00（月～金）
相談責任者	椴谷 尚彦（施設責任者）
居宅サービス担当	榮 裕貴（訪問介護管理者）
	電話 079-268-3456
第三者委員	大森 剛 西村恭子
	電話 06-7670-2288

<行政機関その他相談受付機関>

○国民健康保険団体連合会 所在地 神戸市中央区三宮町1-9-1801
電話番号 078-332-5617 FAX 番号 078-332-5650
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○姫路市長寿・介護保険課 所在地 姫路市安田4丁目1番
電話番号 079-221-2923
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○たつの市健康福祉部高年福祉課 所在地 兵庫県たつの市龍野町富永 1005-1
電話番号 0791-64-3155
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○太子町生活福祉部さわやか健康課 所在地 兵庫県揖保郡太子町鵜 280-1
電話番号 079-276-6715（介護保険係）
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○相生市長寿福祉課 所在地 相生市旭1丁目1番3号
電話番号 0791-22-7124
受付時間 9:00～17:15（月～金）

○加古川市福祉部 介護保険課 所在地 加古川市加古川町北在家 2000
電話番号 0794-27-9123
受付時間 9:00～17:15（月～金）

介護予防生活支援サービス事業利用料

介護予防生活支援サービス事業費（訪問型サービス）

1 各自治体の総合事業で定められたサービス負担分（月利用単位）

・介護予防訪問介護費

訪問型サービス（Ⅰ）　　＜週1回程度の利用が必要な場合＞

要支援1・2・事業対象者　　1, 176単位

訪問型サービス（Ⅱ）　　＜週2回程度の利用が必要な場合＞

要支援1・2・事業対象者　　2, 349単位

訪問型サービス（Ⅲ）　　＜（Ⅱ）を超える利用が必要な場合＞

要支援1・2・事業対象者　　3, 727単位

・初回加算　　200単位

・介護職員処遇改善加算Ⅰ　　月総単位数×13.7%

・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ　　月総単位数×6.3%

・介護職員等ベースアップ等支援加算　　月総単位数×2.4%

*介護保険負担割合証が1割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位　　・・・A

$A \times \text{地域単価 } 10.21 \text{ 円} \times 10\% = \text{利用者自己負担額}$

*介護保険負担割合証が2割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位　　・・・A

2のうち利用した項目の月額　　・・・B

$(A \times \text{地域単価 } 10.21 \text{ 円} \times 20\%) + B = \text{利用者自己負担額}$

*介護保険負担割合証が3割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位　　・・・A

2のうち利用した項目の月額　　・・・B

$(A \times \text{地域単価 } 10.21 \text{ 円} \times 30\%) + B = \text{利用者自己負担額}$

居宅サービス利用料

○訪問介護費（ホームヘルプサービス）

1 介護保険給付で定められたサービス負担分（1回利用単位）

身体介護中心 20分未満 163単位

20分以上30分未満 244単位

30分以上1時間未満 387単位

1時間以上1時間半未満 567単位

※上記に引き続き30分以上の身体介護が中心である指定訪問介護を行ったときは、30分を増すごとに82単位

※上記に引き続き生活支援が中心である指定訪問介護を行ったときは、

20分以上 65単位

45分以上 130単位

70分以上 201単位

生活援助中心 20分以上45分未満 179単位

45分以上 220単位

・特定事業所加算Ⅱ 訪問介護費×10%

・初回加算（月単位） 200単位

・介護職員処遇改善加算Ⅰ 月総単位数×13.7%

・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 月総単位数×6.3%

・介護職員等ベースアップ等支援加算 月総単位数×2.4%

*介護保険負担割合証が1割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 …… A

$A \times \text{地域単価 } 10.21 \text{ 円} \times 10\% = \text{利用者自己負担額}$

*介護保険負担割合証が2割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 …… A

$A \times \text{地域単価 } 10.21 \text{ 円} \times 20\% = \text{利用者自己負担額}$

*介護保険負担割合証が3割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 …… A

$A \times \text{地域単価 } 10.21 \text{ 円} \times 30\% = \text{利用者自己負担額}$

令和3年4月1日改定

- * 単位数での計算と金額（円）での計算では、国の基準計算方法（端数処理）により自己負担額に若干の誤差が発生する。

○緩和した基準による訪問型サービス（ホームヘルプサービス）

1 市町村で定められたサービス負担分（1回利用単位）

<たつの市>

- ・介護予防生活支援サービス事業費（訪問型サービス）
事業対象者・要支援1・要支援2 217単位（1回につき）
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ 月総単位数×13.7%
- ・介護職員特定処遇改善加算Ⅰ 月総単位数×6.3%
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算 月総単位数×2.4%

*介護保険負担割合証が1割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 . . . A

$A \times \text{地域単価 } 10 \text{円} \times 10\% = \text{利用者自己負担額}$

*介護保険負担割合証が2割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 . . . A

$A \times \text{地域単価 } 10 \text{円} \times 20\% = \text{利用者自己負担額}$

*介護保険負担割合証が3割負担の方

計算式

1のうち利用した月総単位 . . . A

$A \times \text{地域単価 } 10 \text{円} \times 30\% = \text{利用者自己負担額}$

本書面により貴事業所から重要事項の説明を受け、介護予防生活支援サービス事業・居宅サービスの提供開始に同意します。また、事業者が、介護保険法及び各自治体の定める総合事業に関する法令に従い、私の介護予防生活支援サービス事業・居宅サービス計画に基づき、指定介護予防サービス・指定居宅サービスを円滑に実施するために行うサービス担当者会議他、必要に応じて医療・保健・他の福祉施設・機関・行政において、必要な個人情報を使用することに同意します。

「介護予防生活支援サービス事業」「居宅サービス」利用契約書

～介護予防生活支援サービス（訪問型サービス）・訪問介護～

_____（以下「利用者」という）と、社会福祉法人あかね（以下「事業者」という）は、利用者が
_____（以下「事業所」という）において、事業者から提供されるサービスを受け、それに対する利用料金を
支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令及び各自治体が定める総合事業の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援する事を目的とし、利用者に対する介護予防生活支援サービス・居宅サービスを提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払う。

第2条（契約期間）

- 1 本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要支援・要介護認定期間までとする。但し、契約期間満了日以前に、利用者が要支援・要介護状態区分変更の認定を受け、認定有効期間の満了日が変更された場合には、変更後の認定期間の満了日を持って契約期間の満了日とする。
- 2 契約期間満了の7日前までに双方から契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とする。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は期間満了日の翌日から更新後の要支援・要介護認定有効期間満了日までとする。この更新後における契約期間中に利用者の要支援・要介護認定区分に変更があった場合の契約期間は、第1項但し書と同様の取扱とする。

第3条（当事業所の提供サービス）

- 1 介護保険給付対象サービス
- 介護予防生活支援サービス（訪問型サービス）・訪問介護における入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除・買物等の家事援助
- 2 介護保険給付及び総合事業対象外サービス
 - ① 介護保険給付の支給限度額を超えたサービス
 - ② 複写物の交付（1枚10円）
 - ③ その他、利用者が希望するオプションサービス

第4条（利用料金の支払）

- 1 利用者は要支援・要介護度に応じてサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の利用料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとする。
- 2 介護保険料に未納がある場合には、自己負担が全額（10割負担）になることがある。
※事業対象者は除く
- 3 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更する。
- 4 サービス利用料金は原則、1ヵ月ごとの請求とする。

第5条（契約の終了）

- 1 契約期間中は、以下のような事由がない限り継続してサービスが利用できるが、下記事項に該当するに至った場合には、当事業所と契約は終了する。
 - ①利用者が死亡した場合
 - ②要支援・要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
 - ③利用者から解約の申し出があった場合
 - ④事業者から解約を申し出た場合
 - ⑤3ヶ月以上介護保険施設へ入所した場合（介護予防短期入所・短期入所生活介護を除く）

第6条（利用者からの契約解除）

- 1 契約の有効期間であっても、利用者から利用契約の全部又は一部を解約することができる。その場合には、契約終了を希望する7日前までに事業者指定の解約届出書を提出するものとする。
- 2 ただし以下の事項に該当する場合には、即時に契約の一部又は全部を解約することができる。
 - ① 介護保険給付及び総合事業対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② 利用者が入院した場合
 - ③ 利用者の介護予防サービス計画・居宅サービス計画が変更された場合

第7条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず又は不実の告知を行った場合。
- ② 利用者がサービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延した場合。
- ③ 利用者が故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、著しい不信行為を行った場合。
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす又は重大な自傷行為等を繰り返す等、当施設の利用が難しいと判断された場合。

第8条（契約の一部が解約又は解除された場合の関連条項の失効）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとする。

第9条（連帯保証人の指定）

利用者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、利用者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約における利用者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意する。

第10条（意見調整等）

本契約または当施設の運営管理等その他利用者に関する一切の事項について、利用者の家族、その他の関係者間において異なる意見・要望がみられる場合、利用者または身元引受人は、責任をもってこれを調整・統一するものとし、事業者はその責任を負わない。また、事業者が要望した場合、利用者または身元引受人は、前記に係る調整結果等を書面にて事業者に対し通知するものとする。

第11条（連帯保証人）

- 1 身元引受人は、本契約から生じる利用者の利用料等の経済的な債務一切を利用者と連帯して履行する責任を負う。ただし、その全部に係る極度額 6,500,000 円を限度とする。
利用者が医療機関に入院する場合や解約する場合においては、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担、解約後の利用者の受入先を確保するなどの責任を負う。
- 2 利用者が入所中に死亡した場合、その遺体や残置品の引き取り等の処理については、身元引受人がその責任で行う。また、利用者が死亡していない場合でも、契約終了後、当施設に残された利用者の残置物を利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人がこれを引き取るものとする。引き取り等の処理にかかる費用については、利用者または身元引受人が負担する。
- 3 身元引受人が死亡した場合や破産宣告を受けた場合には、新たな身元引受人をたてるものとする。
- 4 連帯保証人から請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納額の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

<2023 年 12 月 1 日改定>

事業者は利用契約書及び重要事項説明書に基づいて利用に関する説明を行い、双方確認の上、介護予防生活支援サービス・居宅サービスの提供に同意し、契約します。本契約の成立を証として、本書の電磁的記録を作成し、利用者・事業者・身元引受人合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

個人情報の使用に係る同意書

私_____は、私自身及び身元引受人、家族の個人情報を下記の利用目的の必要最低限の範囲内で使用、提供、収集を行うことに同意致します。

【利用期間】

介護サービス提供期間及び契約期間

【利用目的】

- 介護計画書作成、ケアカンファレンス、職員会議、事例検討、学生の実習の実施のため
- 居宅介護支援事業者、医療機関、介護サービス事業者、福祉事業者等との連携（サービス担当者会議）、照会への回答のため
- 利用の有無、利用時の様子に関する家族等への心身状況説明のため
- 介護事故、緊急時等の報告のため
- 介護保険事務（請求処理、会計処理等）
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等
- 行政等外部監査機関、評価機関等への情報提供
- 上記各号に関わらず、緊急を要する時の連絡等の場合

.....
< 以下の項目は任意 >

(説明を受けた後、同意頂く際は、☒点をつけてください)

- ☐ ホームページ、ブログ、WEB、YouTube、SNS (Instagram tiktok Twitter Facebook 等)、パンフレットなどでの写真・動画の使用

個人情報の提供は必要最低限とし、サービス提供に関わる目的以外で使用いたしません。

また、利用者とのサービス利用に関わる契約の締結からサービス終了後においても第三者に漏らすことはございません。個人情報に関する基本方針に基づき取扱いを行います。

事業所は、下記項目に基づいて、双方確認の上、施設サービスの提供に同意し、契約します。

本契約の成立を証として、本書の電磁的記録を作成し、利用者・事業者・連帯保証人合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

下記の内容について同意し、契約します。

- ☐ 利用契約書
- ☐ 重要事項説明書
- ☐ 個人情報の使用に関わる同意書

年 月 日

<利用者>

住所

氏名

<連帯保証人>

住所

氏名

利用者との関係

電話番号

携帯電話

本契約に対して電磁的記録に基づいて重要事項及び契約内容を説明しました。

事業所
名 称

兵庫県姫路市書写 28 番地
訪問介護ステーション杣緑

説明者
